様式第１号（第８条関係）

（表）

茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例による不動産取得税の課税免除申告書

　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 主たる事務所の所在地 |  |
| 名称 |  |
| 代表者氏名 |  |
| 法人番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| １　土地の取得年月日 | 年　月　日 |
| ２　新設又は増設をした（する）事務所又は事業所 |
|  | 名　称 |  |
|  | 所在地 |  |
|  | 家屋の建設に着手した（着手する）年月日 | 年　月　日 |
| 家屋の完成（予定）日 | 年　月　日 |
| 事業の用に供した（供する）年月日 | 年　月　日 |
| 事業を行う法人の名称・所在地注１ |  |
| 事業の種類注２製造業　　　　　　　　情報通信業　　　　運輸業　　　　卸売業　　　　情報通信技術利用業学術・開発研究機関　　旅館業　　　　　　植物工場認定中心市街地又は第二種大規模小売店舗立地法特例区域の大規模小売店舗で行う事業産業振興促進区域で行う電気・ガス・熱供給業　　産業振興促進区域における大規模小売店舗で行う事業産業振興促進区域で行う農林水産物等販売業　　　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 家屋の延べ面積（うち自己の事業の用に供する部分の延べ面積） | ㎡（　　　　㎡） |
| 事業の用に供した（供する）日の属する事業年度 | 年　月　日から　年　月　日まで |
| ３　移転前の事務所又は事業所注３ |
|  | 名　　　称 |  |
| 所　在　地 |  |
| 自己の事業の用に供していた部分の延べ面積 | ㎡ |
| ４　従業者数の増加を要しない事務所又は事業所の新設又は増設の該当の有無注４ | 有　無 |
| (1)　地方公共団体その他公共的団体が造成した工業団地その他の地方公共団体その他公共的団体が造成した区域において行うもの(2)　県の所有する土地を取得して当該土地において行うもの(3)　県の所有する土地において行うもの(4)　産業振興促進区域において行うもの(5)　創業等のための国又は地方公共団体その他公共的団体の支援等を受けている法人が行うもの |
| ５　増加予定従業者数注５ | 人 |
| ６　他条例に基づく特別措置の適用の可否可（産業振興促進区域・立地地域・地方活力向上地域・地方活力向上地域以外の地域）注６否 |

（裏）

注１　不動産の取得者と事業を行う法人が異なる場合にのみ記載すること。

注２　該当する事業を◯で囲むこと。「その他」の場合は，具体的な事業の種類を記載すること。

なお，「認定中心市街地」とは中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第16条第１項に規定する認定中心市街地を，「第二種大規模小売店舗立地法特例区域」とは同法第65条第１項に規定する第二種大規模小売店舗立地法特例区域を，「大規模小売店舗」とは大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第２条第２項に規定する大規模小売店舗を，「産業振興促進区域」とは過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号。以下「過疎法」という。）第２条第１項（過疎法第43条の規定により読み替えて適用する場合及び過疎法第44条第１項から第３項までの規定により適用する場合を含む。以下同じ。)に規定する過疎地域（過疎法第３条第１項及び第２項（過疎法第43条の規定により読み替えて適用する場合及び過疎法第44条第１項から第３項までの規定により適用する場合を含む。）並びに第44条第４項の規定により過疎法第２条第１項に規定する過疎地域とみなされる区域並びに過疎法附則第７条第１項の規定により過疎法附則第５条に規定する特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）のうち，過疎法第８条第１項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に記載された同条第４項第１号に規定する産業の振興を促進する区域をいう。

注３　県内における移転の場合にのみ記載し，移転前の事務所又は事業所の面積を明らかにする書類を添付すること。

注４　該当がある場合は「有」及び該当番号を○で囲み，その旨を証する書類を添付すること。該当がない場合は「無」を○で囲むこと。

注５　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第４条第１項に規定する被保険者（同法第38条第１項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第43条第１項に規定する日雇労働被保険者を除く。）に限る。

注６　新設又は増設をした（する）事務所又は事業所の所在地がいずれかの地域又は区域にある場合は当該地域又は区域を，ない場合は「否」を○で囲むこと。

なお，「産業振興促進区域」とは茨城県過疎地域等における県税の特別措置に関する条例（昭和38年茨城県条例第26号）第２条第１項に規定する産業振興促進区域を，「立地地域」とは同条例第２条の２第１項に規定する立地地域を，「地方活力向上地域」とは茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例（平成28年茨城県条例第13号）第２条第１項に規定する地方活力向上地域を，「地方活力向上地域以外の地域」とは同条例第４条第１項第１号に規定する地方活力向上地域以外の地域をいう。